

水道局都民の声窓口寄せられた都民の声（令和元年8月分）

◆受付件数と区分

(単位：件)

提言	意見	苦情	要望	相談	問合せ	その他	合計
0	35	92	74	0	108,552	0	108,753

◆寄せられた都民の声と都の対応事例について（5件）

【問合せ】

<消費税率改定>

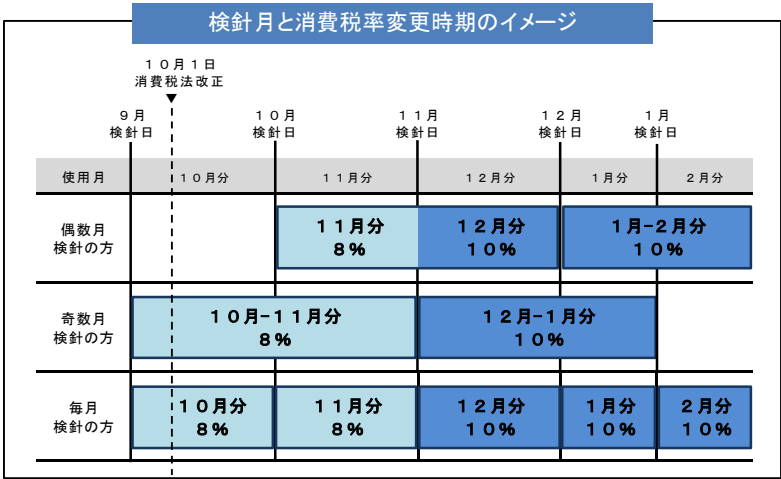
令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が10%に引き上げになる見込みですが、説明をしていただきたいので、よろしくお願いします。

(対応)

令和元年10月1日より、消費税率及び地方消費税率が8パーセントから10パーセントへ引き上げられましたが、水道局ではお客さまへ請求する料金の消費税率を公平にするため、令和元年12月分から改定させていただきます。

なお、基本料金・従量料金については、今回の改定に伴う変更はありません。

- 検針月と消費税率変更時期については、次のとおりです。
- 偶数月に検針を行うお客さま
- 令和元年11月－12月分は、11月分は8%、12月分は10%として計算いたします。
- 奇数月に検針を行うお客さま
- 令和元年10月－11月分までは全て8%、令和元年12月－令和2年1月分からは全て10%として計算いたします。



詳細は、水道局ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

【消費税率改定に伴う水道料金の改定について】

<https://www.waterworks.metro.tokyo.jp/kaitei2019>

＜水道下水道料金の計算方法＞

水道下水道料金の計算方法の仕組みがわかりません。

呼び径 13mm です。

5～6 月分が 6 m³、7～8 月分が 4 m³のはずですが、6 月分も 8 月分も料金は 3,066 円でした。（下水道料金含む）

なぜ使用量が違うのに料金が同じなのか、詳細について教えていただけますでしょうか。
お手数ですがよろしくお願いします。

（対応）

水道料金は、一般家庭など口径 25 mm 以下のお客さまに対しては、月 5 m³までを基本水量として基本料金に含め、従量料金をいただいております。

また、区部の下水道料金は、月 8 m³までを一律料金とさせていただいております。

そのため、月 5 m³（2 か月で 10 m³）までの水道下水道料金は同額となります。

なお、水道の検針は 2 か月ごとに行っておりますが、水道下水道料金の算出に当たっては 1 か月の水量をもとに、以下の算出式に基づき計算します。

【水道料金】（計算の際は、下記の水道料金表をご参照ください。）

計算式：（基本料金+従量料金）×消費税率（1 円未満の端数は、切捨て）

【下水道料金】（計算の際は、下記の下水道料金表をご参照ください。）

計算式：下記の下水道料金表に基づき算定した金額×消費税率（1 円未満の端数は、切捨て）

<水道料金・下水道料金の料金表（23区）>

水道料金(1か月分) (平成17年1月1日から適用)

呼び径 (メートル径)		基本料金	従量料金								
			1m ³ ～ 5m ³	6m ³ ～ 10m ³	11m ³ ～ 20m ³	21m ³ ～ 30m ³	31m ³ ～ 50m ³	51m ³ ～ 100m ³	101m ³ ～ 200m ³	201m ³ ～ 1,000m ³	1,001m ³ 以上
一般用	13mm	860円	0円	1m ³ に つき	1m ³ に つき	1m ³ に つき	1m ³ に つき	1m ³ に つき	1m ³ に つき	1m ³ に つき	1m ³ に つき
	20mm	1,170円		22円	128円	163円	202円	213円	298円	372円	404円
	25mm	1,460円									
	30mm	3,435円	1m ³ につき213円						1m ³ に つき	1m ³ に つき	1m ³ に つき
	40mm	6,865円							298円	372円	404円
	50mm	20,720円	1m ³ につき372円								1m ³ に つき
	75mm	45,623円									404円
	100mm	94,568円	1m ³ につき404円								
	150mm	159,094円									
	200mm	349,434円									
	250mm	480,135円									
	300mm 以上	816,145円									
公衆浴場用		一般に同じ (40mm以上は 6,865円)	0円	1m ³ に つき 22円	1m ³ につき108円						

※汚水排出量は、水道ご使用量と同量とみなして算出します。

下水道料金(1か月分) (平成10年6月1日から適用)

汚水の種別	料率								
	0m ³ ～ 8m ³	9m ³ ～ 20m ³	21m ³ ～ 30m ³	31m ³ ～ 50m ³	51m ³ ～ 100m ³	101m ³ ～ 200m ³	201m ³ ～ 500m ³	501m ³ ～ 1,000m ³	1,001m ³ 以上
一般汚水	560円	1m ³ に つき 110円	1m ³ に つき 140円	1m ³ に つき 170円	1m ³ に つき 200円	1m ³ に つき 230円	1m ³ に つき 270円	1m ³ に つき 310円	1m ³ に つき 345円
浴場汚水	280円	1m ³ につき35円							

お客さまの5～6月分、7～8月分の計算式を次にお示しします。

<5～6月分>1か月3m³の計算

【水道料金】

- ・基本料金：860円（呼び径が13mm、5m³までの基本料金は860円一律）
- ・従量料金：0円（1～5m³従量料金の場合）

◇小計 （860円×2か月）＋（0円×2か月）＝1,720円

1,720円×1.08（消費税率）＝1,857円

【下水道料金】

560 円 (0～8 m³の場合)

◇小計 (560 円×2 か月) ×1.08 (消費税率) =1,209 円

【合計】

1,857 円 (水道料金) +1,209 円 (下水道料金) =3,066 円

<7～8 月分>

1 か月 2 m³の計算となるため、5～6 月分の計算式と同じ料金となります。

従いまして、お客さまの 5～6 月分と 7～8 月分の水道下水道料金は同じ金額となります。

なお、水道下水道料金の計算方法に関しましては、東京都水道局のホームページに事例がございますので、ご参照ください。

https://www.waterworks.metro.tokyo.jp/tetsuduki/ryokin/keisan_23.html?area=23ku

<トイレ漏水>

トイレが水漏れしているようなので、見ていただきたいです。

(対応)

お問い合わせいただきましたトイレにおける漏水についてですが、宅地内のメータ下流側の漏水修理は、お客さまが行うこととなっています。

このため、トイレの漏水については、お客さまのご負担で修繕をしていただく必要があります。

お手数をおかけしますが、費用のお見積り・修理のご依頼等については水道工事店やメンテナンスセンターへお問い合わせください。

なお、マンションなどの共同住宅の場合は、建物の所有者・管理者・管理会社へご連絡ください。

○東京都水道局ホームページ【漏水修繕の依頼先】

<https://www.waterworks.metro.tokyo.jp/kurashi/trouble/shuri.html>

なお、以下のメンテナンスセンターにて工事業者の紹介等を承っております。

○メンテナンスセンター (24 時間 365 日対応)

(区部) <24 時間・365 日受付>

0120-850-195 (フリーダイヤル)

03-3585-0195 (携帯・PHS)

(多摩) <平日午前8時～午後6時まで 土・日・祝日除く>

0800-111-4430 (フリーダイヤル)

※修繕、調査の際には基本的に出張費がかかります。

【要望】

<東京水道マイネット>

マイネットのパスワード再発行はメールで通知してほしい。

(対応)

東京水道マイネットでは、第三者によるなりすまし利用を防止する観点から、お客さまの料金請求先にパスワードをはがきにて、郵送しております。

お客さまからの貴重なご意見は、今後の運営の参考とさせていただきます。

【感謝】

<水道工事>

このたびは、私達が住んでいる当地域での水道工事にあたり感謝の気持ちで筆を執りました。工事を担当して下さった作業員の方々の細かい気配りで、車の出入り、断水も不都合なく工事が終わりました。特に、朝の挨拶をはじめ、みなさん必ず声をかけること、昨今の自己中心的な自分主義の人が多い中、大変感心しておりました。また、水道局員の皆様もよく現場での打ち合わせ等で助言をいただき感謝しております。